定する医薬品の一部医薬品、医療機器等 を改品

○医薬品、 性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成十六年厚生労働省告示)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効医薬品、医療機器等の品質、有効

第四百三十一号)

14   113 (略)	13 プルランカプセル ピプロメロースカプセル	5 5 11 (略) 4 イソマル水和物	1~3 (略) 二次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品	(略)	改 正 案
11	(新規)	4~101 (略)	1~3 (略)	(略)	現